枚方市条例第　13　号

枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第53号）の一部を次のように改正する。

目次中「第131条の４」を「第131条の５」に、「第177条の20」を「第177条の19」に改める。

第７条ただし書中「同一敷地内にある他」を「当該指定居宅介護事業所以外」に改める。

第26条中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第27条第２項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第２項に規定する指定計画相談支援をいう。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第２項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者に」を加え、同条第３項中「サービス提供責任者は、」の次に「第１項の」を加える。

第31条に次の１項を加える。

４　サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第46条ただし書中「同一敷地内にある他」を「当該基準該当居宅介護事業所以外」に改める。

第51条第２項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同条第３項中「第６条の２の２第３項」を「第７条第２項」に改める。

第59条中第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第61条に次の１項を加える。

２　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第80条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第87条の２第１項中「障害者就業・生活支援センター」の次に「（障害者の雇用の促進等に関

する法律（昭和35年法律第123号）第27条第２項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を加える。

第106条中第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第120条中第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第123条中「第30条」の次に「、第31条第４項」を加える。

第125条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第８章第５節中第131条の４を第131条の５とし、第131条の３を第131条の４とし、第131条の２の次に次の１条を加える。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第131条の３　共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第111条第１項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定めるとおりとする。

第132条中「基準該当障害福祉サービス（」の次に「第132条の３に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービスを除く。」を加える。

第132条の２の次に次の１条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第132条の３　地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービスに関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、規則で定めるとおりとする。

第160条第２項中「（昭和35年法律第123号）」を削る。

第173条及び第177条中「第129条」の次に「、第163条第６項」を加える。

第177条の６に次の１項を加える。

２　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第177条の７中「過去３年間において平均１人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者」を「生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去３年以内に当該事業者の事業所の３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」に改める。

第177条の17を削る。

第177条の18の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に１回以上、利用者の居宅を訪問すること」を「定期的な利用者の居宅への訪問その他規則で定める方法」に改め、同条を第177条の17とする。

第177条の19を第177条の18とし、第177条の20を第177条の19とする。

第178条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的に」の次に「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第182条第３項中「援助を」の次に「行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を」を加える。

第185条中第５項を第６項とし、第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第186条に次の１項を加える。

２　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第186条の次に次の１条を加える。

（地域との連携等）

第186条の２　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

２　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市の担当者等により構成される規則で定める協議会（以下この条及び第194条の10において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

３　指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

４　指定共同生活援助事業者は、第２項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

５　前３項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第193条に次の２項を加える。

３　指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

４　指定共同生活援助事業者は、第１項の医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第194条中「、第76条」を削る。

第194条の２中「入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の」を「相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な」に改める。

第194条の３中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第194条の10の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条第２項中「前項の」の次に「協議会等における」を加え、同項を同条第７項とし、同条第１項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況」の次に「及び第２項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果」を加え、同項を同条第６項とし、同条に第１項から第５項までとして次の５項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

２　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

３　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

４　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第２項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

５　前３項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第194条の11中「、第76条」を削る。

第195条中「相談その他の日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅におけ

る自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第196条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第205条中「、第76条」を削る。

第207条第１項中「第131条の４」を「第131条の５」に、「第177条の20」を「第177条の19」に改める。

附則第２項及び第３項中「令和６年３月31日」を「令和９年３月31日」に改める。

第２条　枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「　第６節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第143条－第144条）」を

「　第６節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第143条－第144条）
第９章の２　就労選択支援
第１節　基本方針（第144条の２）
第２節　人員に関する基準（第144条の３・第144条の４）
第３節　設備に関する基準（第144条の５）
第４節　運営に関する基準（第144条の６－第144条の９）　」

に改める。

第27条第２項中「指定計画相談支援をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第９章の次に次の１章を加える。

第９章の２　就労選択支援

第１節　基本方針

第144条の２　就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法施行規則第６条の７の２に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに法施行規則第６条の７の３に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、法施行規則第６条の７の４に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

第144条の３　指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に、就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。）を、利用者の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。

（準用）

第144条の４　第52条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第３節　設備に関する基準

第144条の５　第83条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第４節　運営に関する基準

（実施主体）

第144条の６　指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去３年以内に当該事業者の事業所の３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第144条の７　指定就労選択支援事業者は、規則で定めるところにより、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに法施行規則第６条の７の３に規定する事項の整理を行うものとする。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第144条の８　指定就労選択支援事業者は、前条の規定により実施した評価及び整理の結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

２　指定就労選択支援事業者は、法第89条の３第１項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用）

第144条の９　第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の２、第36条の２から第42条まで、第59条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第128条及び第140条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。

第154条の次に次の１条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第154条の２　指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第168条中「及び第129条」を「、第129条及び第154条の２」に改める。

第173条及び第177条中「第129条」の次に「、第154条の２」を加える。

（枚方市指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　枚方市指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の２項を加える。

４　指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第３項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と

連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

５　障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第５条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第25条中第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第27条に次の１項を加える。

２　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第27条の次に次の２条を加える。

（地域との連携等）

第27条の２　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

２　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される規則で定める協議会（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

３　指定障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

４　指定障害者支援施設は、第２項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

５　前３項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第27条の３　指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移

行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

２　地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第３項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第50条に次の２項を加える。

３　指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

４　指定障害者支援施設は、第１項の医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第57条を削り、第58条を第57条とし、第58条の２を第58条とする。

（枚方市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第４条　枚方市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第16条中第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第18条に次の１項を加える。

２　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第37条及び第50条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第52条第１項中「第60条」を「第59条の２」に改める。

第59条の次に次の１条を加える。

（規模）

第59条の２　就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第60条中「、就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）のうち」を削り、「もの」を「就労移行支援事業所」に改める。

第67条中「から第10条まで」を「、第９条」に改める。

第82条第１項中「、指定医療型児童発達支援（同令第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

第５条　枚方市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第５章　自立訓練（生活訓練）（第54条－第58条）」を「第５章　自立訓練（生活訓練）（第54条－第58条）
第５章の２　就労選択支援（第58条の２－第58条の８）」に改める。

第５章の次に次の１章を加える。

第５章の２　就労選択支援

（基本方針）

第58条の２　就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法施行規則第６条の７の２に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに法施行規則第６条の７の３に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、法施行規則第６条の７の４に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第58条の３　就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（従業者の配置の基準）

第58条の４　就労選択支援事業者は、就労選択支援事業所に、次に掲げる従業者を、利用者の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。

⑴　管理者

⑵　就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。）

（実施主体）

第58条の５　就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去３年以内に当該事業者の事業所の３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第58条の６　就労選択支援事業者は、規則で定めるところにより、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに法施行規則第６条の７の３

に規定する事項の整理を行うものとする。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第58条の７　就労選択支援事業者は、前条の規定により実施した評価及び整理の結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第２項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。）その他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

２　就労選択支援事業者は、法第89条の３第１項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用）

第58条の８　第５条、第８条、第９条、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の２まで、第34条から第36条まで、第39条、第41条、第42条及び第43条から第47条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。

第66条の次に次の１条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第66条の２　就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援（法第51条の17第２項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第73条第２項中「（昭和35年法律第123号）」を削る。

第78条中「及び第63条から第65条まで」を「、第63条から第65条まで及び第66条の２」に改める。

第81条中「第65条まで」の次に「、第66条の２」を加える。

（枚方市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第６条　枚方市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の２項を加える。

４　障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第３項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

５　障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第29条第１項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければなら

ない。

第11条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第17条中第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第19条に次の１項を加える。

２　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第19条の次に次の２条を加える。

（地域との連携等）

第19条の２　障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

２　障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される規則で定める協議会（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

３　障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

４　障害者支援施設は、第２項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

５　前３項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第19条の３　障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

２　地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第３項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第39条に次の２項を加える。

３　障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法

律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

４　障害者支援施設は、第１項の医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第43条を削り、第44条を第43条とし、第45条を第44条とし、第46条を第45条とする。

（枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第７条　枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年枚方市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第４章　医療型児童発達支援
第１節　基本方針（第67条）
第２節　人員に関する基準（第68条・第69条）
第３節　設備に関する基準（第70条）
第４節　運営に関する基準（第71条－第77条）」を「第４章　削除」に改める。

第３条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第５条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第７条第３項を次のように改める。

３　前２項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第７条第４項を削る。

第８条ただし書中「同一敷地内にある他」を「当該指定児童発達支援事業所以外」に改める。

第10条第１項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第２項中「指導及び訓練を供与するため」を「支援」に改める。

第11条第１項ただし書を削り、同項第１号を次のように改める。

⑴　発達支援室

第11条第１項中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

⑻　静養室

第11条第２項を次のように改める。

２　指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項各号（第４号を除く。）に掲げる設備、備品等のほか、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第11条第３項中「指導及び訓練を供与するため」を「支援」に改める。

第24条第２項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

⑴　次号に掲げる場合以外の場合　当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

⑵　治療を行う場合　前号に定める額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第２項第１号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第25条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第26条第１項中「障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第27条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱方針）」を付し、同条第１項中「次条第１項」を「第28条第１項」に改め、同条第５項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第７項とし、同条第４項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第６項とし、同条第３項を同条第５項とし、同条第２項を同条第３項とし、同項の次に次の１項を加える。

４　指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第27条第１項の次に次の１項を加える。

２　指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第27条の次に次の２条を加える。

第27条の２　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第４項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第27条の３　指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂の推進に努めなければならない。

第29条に次の１項を加える。

２　児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第31条の見出しを「（支援）」に改め、同条中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第36条中「特例障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第40条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第42条第３項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第44条中「指定児童発達支援事業者」の次に「（治療を行うものを除く。）」を加える。

第50条第１項中「第５条第18項」を「第５条第19項」に改める。

第61条第１項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第２項中「指導及び訓練を供与するため」を「支援」に改める。

第４章を次のように改める。

第４章　削除

第67条から第77条まで　削除

第78条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第81条第１項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第２項中「指導及び訓練を供与するため」を「支援」に改める。

第87条第１項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第２項中「指導及び訓練を供与するため」を「支援」に改める。

第91条第２項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「「訓練等」という。）を行い、及び」を「この項において単に「支援」という。）を行い、並びに」に、「訓練等を」を「支援を」に、「訓練等に」を「支援に」に、「職業訓練又は」を「職業訓練若しくは」に改める。

第97条中「第４項及び第５項を除く。）」を「第６項及び第７項を除く。）、第27条の２」に、「第48条まで、第50条、第51条」を「第51条まで」に、「、第53条から第55条まで及び第76条」を「及び第53条から第55条まで」に改める。

第102条中「及び第５項」を削り、「第28条」を「第27条の３」に、「第48条まで、第50条、第51条」を「第51条まで」に改め、「、第76条」を削る。

第103条中「、第68条」及び「、第68条第１項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、同条第２項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあり」を削る。

第105条第１項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「、第77条」を削り、同条第２項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

附　則［令和6年3月7日公布］

（施行期日）

1　この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第２条及び第５条の規定並びに第７条中枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第50条第１項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第104号）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（地域との連携等に関する経過措置）

2　令和７年３月31日までの間、第１条の規定による改正後の枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第186条の２（新指定障害福祉サービス基準条例第205条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第194条の10、第３条の規定による改正後の枚方市指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第27条の２並びに第６条の規定による改正後の枚方市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第19条の２の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準条例第186条の２第２項及び第３項並びに第194条の10第２項及び第３項、新指定障害者支援施設基準条例第27条の２第２項及び第３項並びに新障害者支援施設基準条例第19条の２第２項及び第３項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準条例第186条の２第４項及び第194条の10第４項、新指定障害者支援施設基準条例第27条の２第４項並びに新障害者支援施設基準条例第19条の２第４項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

（地域移行等意向確認担当者の選任に関する経過措置）

3　令和８年３月31日までの間、新指定障害者支援施設基準条例第27条の３第１項及び新障害者支援施設基準条例第19条の３第１項の規定の適用については、これらの規定中「選任しなければ」とあるのは、「選任するよう努めなければ」とする。

（枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

4　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第66号。以下「児童福祉法等改正法」という。）附則第４条第１項の規定により児童福祉法等改正法第２条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。）第21条の５の３第１項の指定を受けたものとみなされる者並びにこの条例の施行の際現に指定を受けている第７条の規定による改正前の枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第７条第３項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第４項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、第７条の規定による改正後の枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第７条の規定にかかわらず、令和

９年３月31日までの間、なお従前の例によることができる。

５　児童福祉法等改正法附則第４条第１項の規定により新児童福祉法第21条の５の３第１項の指定を受けたものとみなされる者並びにこの条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第７条第３項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第４項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

６　令和７年３月31日までの間、新指定通所支援基準条例第27条の２（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第84条、第85条、第89条及び第97条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、新指定通所支援基準条例第27条の２中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。